

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30 年－ 13 (30. 6.12)	危機管理	<p>島根原発 3 号機の適合性審査申請に関し県民の意見聴取と熟議を求めることについて</p> <p>▶陳情理由</p> <p>去る 5 月 22 日、中国電力は、島根原子力発電所 3 号機の稼働に向け、新規制基準適合性審査申請に際し、島根県及び松江市に対して「事前了解」を求め、鳥取県及び米子市、境港市に対して「事前報告」を行った。このことについて、鳥取県が四季の彩り豊かな美しい県土を守り、産業や文化を育み、魅力あふれる地域であり続けるために、次の点から鳥取県として慎重に対応を検討する必要があると考える。</p> <p>第一に、島根原子力発電所（原発）及び 3 号機は次の特徴がある。</p> <p>(1) 日本、中国地方及び鳥取県も人口減少・少子高齢化社会に突入するなか、中国電力の販売電力量は 2010 年から減少を続け、供給予備率も通年余裕がある。また、同社は島根原発の安全対策費を 3 千億円から 5 千億円に上振れすることを明らかにしている。想定を超え続ける設備投資は電気料金を押し上げ、暮らしと産業を圧迫し、未来世代に負の遺産を残すことになる。</p> <p>(2) 3 号機には核燃料物質が未装着であり、設備が汚染されていない。このまま稼働しなければ核廃棄物の発生と処理の費用を抑えるとともに、ドイツのように研究・観光施設として国際的にも活用される道が残される。</p> <p>第二に、鳥取県の地域性とエネルギーについて次の特徴が挙げられる。</p> <p>(1) 鳥取県では全国をリードする環境実践である「とっとり環境イニシアティブプラン」に取り組み、平成 30 年度目標の電力自給率 35 %、家庭の消費電力カバー 98 %を平成 28 年度時点で満たし、電力の地産地消を推進するなど、積極的に率先して実践している。</p> <p>(2) 気候変動の進行に対し、再生可能エネルギー 100 %による地域活性化と産業育成が世界的潮流として加速する今、鳥</p>	市民エネルギーとっとり 代表 手塚 智子

取県内に火力発電所と原子力発電所はなく、最先端地域となる可能性がある。例えば、大阪府市、長野県、福島県などは専門委員会等を設置し中長期的なエネルギー戦略やエネルギービジョンを策定している。

- (3) 島根原発で事故が起きた場合、東に隣接する鳥取県にその影響が及ぶことは避けられない。福島第1原発では、今も高濃度の汚染水が地下にたまり、漏水による地下水と海水汚染の問題は解決していない。事故発生時には、海、田畑、水など生活基盤、観光資源はあまねく汚染され、大規模かつ長期的な住民避難を要する。発電事業者自身で事態を收拾することができず、周辺自治体や国、国民の負担や犠牲を要する。原子力規制委員会は、新規制基準に適合するかどうかを審査するが、「絶対的な安全性が確保できているわけではない」（原子力規制委員会ウェブサイト）とし、一方で、国は「原子力規制委員会が安全性をチェックしている」とし、原発の安全に責任を負う主体は不在である。

以上から、エネルギーの利用者である鳥取県及び鳥取県民は島根原発稼働の可否に関する当事者であり、あるべきエネルギー社会と原子力利用の妥当性（経済影響、被害想定など）について、島根原発3号機の適合性審査申請への意見を取りまとめる前に、十分議論を尽くす必要があると考える。

よって次の点について陳情する。

▶**陳情趣旨**

- 1 島根原発3号機の適合性審査申請に対して、鳥取県は、率先的な取組をさらに活性化するエネルギー戦略会議（仮称）を、防災・安全対策への助言等を趣旨とする原子力安全顧問とは別途設置し、熟議のうえ意見をまとめること。
- 2 島根原発3号機の適合性審査申請に対して、鳥取県は、鳥取県民の意見を広く聞く対話型の意見聴取会を開催すること。